

平成 29 年度 12 月期福岡家庭裁判所委員会議事要旨

1 開催日時

平成 29 年 12 月 13 日（水）午後 1 時 30 分

2 場 所

福岡家庭裁判所大会議室

3 出席委員

石川明広委員，江島滋美委員，長田守弘委員，佐藤道恵委員，白石哲委員，平直子委員，野崎彌純委員，橋山吉統委員，深堀寿美委員，船津邦比古委員，向野剛委員（五十音順）

4 事務担当者

武野康代裁判官，荒木幸一郎家事首席書記官，中山誠一主任書記官，花井義治首席家庭裁判所調査官，横田和夫次席家庭裁判所調査官，佐藤努次席家庭裁判所調査官，木村幹人事務局長，坂口宜隆総務課長

5 テーマ

当事者のニーズを踏まえた家事調停の運営について

6 議事概要

(1) 開会

(2) 委員長あいさつ

(3) 新任委員自己紹介（長田委員，船津委員，深堀委員）

(4) 協議

ア 説明

(ア) 「ご存知ですか？家事調停」の DVD 視聴

(イ) 家事事件手続法下での家事調停の実情や取組について，武野裁判官から説明を行った。

(ウ) 視覚化ツール（説明シート，ホワイトボード，調停期日通知書）

について、中山主任書記官から説明を行った。

イ 意見交換

(以下、発言者は、◎委員長、○委員、◇事務担当で略記する。)

【事務担当者からの説明について】

- 説明シートは当事者の方に配布しているのか。
- ◇ 調停室に備え付けているもので、当事者の方に配布はしていない。
- 先ほど視聴したビデオは見せているのか。
- ◇ 見ていただいていないが、最高裁のウェブサイトアクセスすることで視聴できることを説明することはある。
- 調停を申し立てる方は、ある程度手続を理解して書類など準備して来ているのか。それとも、裁判所で何とかしてもらえんと思ってくる方が多いのか。
- ◇ どちらもおられる。申立書の書き方もわからないということで窓口で手取り足取りの方もいれば、逆にインターネットで調べて、申立書のひな型を準備されたり、養育費の相場を言われるような方もおられ、千差万別である。
- 代理人弁護士に依頼している割合はどのくらいか。
- ◇ 昨年の数値だが、代理人弁護士が関与した割合は、全国では申立人のみに手続代理人弁護士が関与した割合が24.5%，相手方のみが4.8%，当事者双方が22.1%，弁護士の関与がなかったのが48.6%となっている。福岡家庭裁判所本庁では、申立人のみが4.7%，相手方のみが31.2%，当事者双方が29.3%，弁護士の関与がなかったものが38.5%となっている。
- 調停が成立した場合と不成立となった場合について、その後の当事者の状況を追跡調査して、どちらが精神的に安定していると

か、経済的に安定しているとか示してみるのはいかがでしょうか。

- ◎ 調停の成立，不成立について実際の現場ではどのように説明して当事者の方を説得しているのか。
- ◇ 例えば養育費について，調停で合意できずに審判となった場合よりも，調停で合意した方が実際に支払われる可能性が高いといったことや，離婚についても別居期間が長くなれば離婚しなければならない方向になりその間の経済的な支出が必要になってくることや，早く子どもを安定させてあげる必要性など，当事者の方が懸念されていることを察知して，それに応じたことを説明している。
- 離婚して辛い思いをしている方が患者として来られるが，圧倒的に元夫である男性が多いと感じる。自業自得の部分もあるだろうが，辛い思いをしている元夫の気持ちを察すると，調停の中でその気持ちを和らげるようなことはできないのかと思う。

【視覚化ツール（説明シート，ホワイトボード等）について】

- ◎ 当事者の方に対して視覚化ツールを利用して手続の流れを説明しているが，もっとわかりやすく説明するため工夫や改善点について御意見を伺いたい。
- 説明シートは，当事者の方に配布して後で確認できるようにしたらよいのではないか。またDVDも見てもらえるようにするとよいのではないか。調停の中でホワイトボードを利用するのはわかりやすくて良いと思う。
- ◇ 相手方には調停手続の流れという書面を送付しているが，文章だけのものであり工夫の余地がある。
- 私どものところに相談に来られる方は，これから何をしたい

のかわからないという方が多いので、説明シートを御覧になって安心できるのであれば家庭裁判所のホームページにも掲載して、呼出状にQRコードを付けてアクセスしてもらうことも考えられると思う。配布して当事者の方の手元にあればだいぶ安心できると思うが、準備するのも大変だろうと思う。

- 私のところに相談に来られる方は、相手方の言い分どおりにしなければならないのか、何を話せばよいのか、どういったことが不利になるのかといったことを不安に思われている方が多い。当事者の方が手続的なことにどれだけ関心があるのかとも思うので、説明シートは最低限の流れが記載されておりこれはこれで良いが、これに加えて話し合いを進めるときに一番不安に思っている先ほど述べた点をシートに記載できないかとも思う。
- 調停期日では、調停委員は説明シートを示しながら説明し、わからないことは質問していただければ丁寧に答えるというスタイルでやっている。説明シートを配布しても、当事者の方が後で読み返してもわからないことが多いのではないかと思います。
- ◎ 調停を利用する方には知識のない方、知識のある方、また専門家のついでの方がおられるので、それに応じた説明をしているところである。視覚化ツールは手段であるので、場合によっては説明ツールを配布することも考えられるが、どの程度のものをどの段階で配布するのか検討したい。

【同席説明，同席確認，同席合意について】

- ◎ 家事事件手続法において手続の透明性を求めていることから、同席説明，同席確認，同席合意を実施しているが、一方で相手方と同席したくないと言われる当事者の方がいるのも事実であり、ど

のようによく調整していくのか日々悩んでいるところである。

- 同席説明は第1回調停期日の最初に手続の流れを説明シートを利用して、当事者双方に同じ内容を説明して理解してもらうことを考えている。すべての調停で同席説明を実施したいと思っているが、やはり第1回期日でもあり相手と顔を合わせたくないと言われることが多く、結局別々に同じ内容を説明することになり時間も要している状況である。DV事件など以外については、同席説明を実施したいと思っているが、実際は1割程度しか実現できていない。同席確認もほとんど実施できていないのが実情である。同席合意は最後に合意の内容を認識の齟齬がないようにするために必要であると説明して、了解いただいて実施しているところである。同席説明等の実施に向けて工夫が必要なことや、また同席の必要性についても御意見を伺いたい。
- 当事者の方の心情からすれば、同席したくない気持ちはわかる。同席説明ができなかったときは、同一期日で別室で調停をしているのか。
- 同席説明は第1回期日で実施するが、最初の5分程度手続説明を行うだけで、その後は申立人と相手方から別々に話を聞くという流れでやっている。同席説明と同席調停は違うとの説明はしているが、なかなか行えていない。
- 心情として相手と顔を合わせたくないというのが一番だと思うが、離婚に至るまでのことを思い出すのが怖く、逃げたいような心情というものも入り混じっていると思う。また裁判官や調停委員を信頼してよいのかという思いもあるように思われる。手続に乗せて進めるだけでは、その人を信頼して話をするという気持ちにならないのではないかと思う。この人になら話せるというような

信頼してもらえるような話し方をすることを心掛けるとよいのではないか。

- 例えば、同席するにしても衝立が一つあるだけでも、相手が見えないし、また相手に自分の表情が見られないということで、当事者の方の気持ちとしては楽になるような気がする。
- 当事者の方は、裁判所に行って初めて同席説明がなされることを知るのか。
- 事前に同席説明について意見を求める書面を送付しており、同席が困難という回答があった方であっても、DV事案などでなければ、再度裁判所から同席説明を行うことについて説明している。
- 同席したくないのに同席を求められ、嫌だと思いながら説明を受けても、説明シートの内容も頭に入らないのではないか。そうすると説明の時間がもったいないという気がする。同席説明の時間はどのくらいなのか。
- 事件によって違うが、長くて10分程度である。
- 手続の透明性の確保ということはわかるが、調停委員から、反対当事者の方にも同じ内容を説明すると伝えて説明した方がよいのではないか。
- 同席説明はやる必要がないと思う。調停委員から丁寧に説明していただいているようだが、調停を申し立てられた相手方の立場の方から、緊張感のある中で、調停期日では何も言えずに押し切られた感じがしたという話を聞くことがある。調停では、初めはゆっくり話を聞くというスタンスにして、説明は別々にやっていく方がよいと思う。同席確認については、調停事件でホワイトボードを使用しているのを実際目にするところがあるが、とても良いツールだと感じている。同席していなくてもホワイトボードを使って同

じ説明されているだろうという推認が働くことで信頼感が出てくるので、同席確認に代えて、ホワイトボードでの確認をしっかりとやることで足りるのではないか。同席合意については、以前は多かった気がするが、最近では裁判官が別々に合意内容を確認するという事案を続けて経験したところである。

- 裁判所が手続保障と手続の透明性を考えていることはよくわかるが、当事者の立場に立ってみると、当事者の方が心配しているのは同席を強制されるのかということで、その点について質問されることが多い。私が接する一般の方々には、裁判所の方が心配されているような裁判官への信頼がないということはなく、逆に信頼しているので同席説明がなくてもしっかりとやってもらえていると思っている。逆に自分は同席を望んでいないのに同席を勧めて詰め寄ってくる人は、自分に嫌なことを押し付けてくる人であると感じるのではないか。

- ◎ 調停での言い分や思いなどは別々に聞いているが、手続についてきちんと説明したいということで、同席説明をきちんと行っていききたいという思いがある。ただ、嫌だという方に無理にやっていることはないが、法の趣旨に基づいて作られた制度を根付かせていくのも裁判所の役割だと考えている。

【主張書面や裏付け資料の提出について】

- ◎ 調停をスムーズに進めるために、主張書面や裏付け資料は事前に出していただいた方が裁判官も調停委員も事前に検討ができ、また相手方もその場で出されると反論するために一旦持ち帰る必要が出てくることになり、時間的なロスも生じる。当事者の方に主体的に動いてもらい、主張書面等を事前に提出してもらうためにど

のようにしたらよいのか、日々苦悩している部分でもある。

- 代理人弁護士が付いていない事件を前提に御意見をいただきたいところだが、期日の一週間前までに主張書面と裏付資料の提出をお願いして期日を終了しているが、期日当日に持って来られたり、大部なものを持って来られるといったことがある。そうすると裁判所側も書面を読んで検討できず、相手方もしっかり読めていないので、結局充実した調停ができない状態となるので、期限までに主張書面等を提出してもらい、当事者として主体的にやっていただきたい思いがある。どのようなタイミングで、どのように説明したり、また配慮すれば実行してもらえるのか。御意見やアドバイスがあれば伺いたい。
- 言い分を整理して書類にまとめて提出するのは苦手な方が多いと思う。実現できるかは別として、その方のために期日間に日を設定して裁判所に来てもらい、裁判所書記官が書類作成のサポートをするくらいやれば提出される気もする。
- 裁判所から提出期限が記載された紙を渡すことで、少しは期限を守ることにつながるのではないかと思う。
- 提出すべき書面等が、自分の立場をサポートするために重要なものであることを理解してもらえば動機づけになるのではないかと思う。時系列で表す必要があるものはひな形を用意したり、また各種証明書類に関しては、どこで取得できるのかを補足する資料があればよいと思う。

【当事者の納得を得るための合意形成に向けた工夫等について】

- ◎ 調停の最終段階では、当事者の方に調停案を示して合意をあっせんするが、事案によって当事者双方が納得して合意するのが難

しい場面もある。少しでも合意に近づけるためにはどのような工夫をしたらよいのか日々苦悩している。この点に関して御意見やアドバイスがあれば伺いたい。

○ 調停が不成立になると、別表第二事件は審判手続に移行し、裁判官が判断して審判がなされることになり、別表第二事件以外である離婚調停は、当事者の方が離婚訴訟を提起することになる。調停の最終段階においては、裁判所側である調停委員会としてある程度の方向性を示すことにしており、例えば離婚調停で、一方は離婚したい、もう一方は離婚したくないという場合でも、裏付資料等から離婚訴訟になると離婚が認められる判決になる可能性が高いということを伝え、調停で離婚するという方向に舵を切り、どういう条件で離婚するかという条件の方に話を進めていくことを提案することがある。ところが、離婚したくない当事者の方で感情が許さないとと言われる場合や、また離婚は仕方ないが子どもの親権の決定に感情が許さないということで合意に至らないということも多い。そういう方にいかに納得してもらい合意にたどり着かせるか、日々苦悩している。

○ 被疑者が捜査官に対して自白に至るのは、捜査官に対する信頼がないと行われなと思うが、調停の場合も似たような面があるのではないか。当事者も、この人が言うならそのようにしようかなと思うことがあるであろうが、そのためには、最初の同席説明の時から、少しずつ信頼関係を積み重ねていくことが大事だと思う。裁判官と調停委員が、当事者のネックとなっているのが何かをよく見極めてそこを上手く調整できればよいのではないかと思う。

○ 親権の取合いなどでは、頭では理解していても、最後まで争っておきたいという気持ちがあるようだ。和解した方がよいと思う

事案でも、和解しない方がいる場合は、損得を説明して説得することもあるが、金銭関係のトラブルならともかく、家族関係の事案ではそれもなかなか難しいだろうと思う。

- 毎回とは言わないが、合意形成が難しい事案では裁判官が必ず期日に顔を出し、ある程度の法的な方向性を示し、当事者の方には次回期日までに考えて来てもらうということを繰り返すとよいのではないか。裁判官が最後の合意確認の場面に出てくるだけでは、当事者としては裁判官との信頼関係が築けていないと感じることもあると思う。裁判官は調停委員と事件の進行について評議をしているが、それをもう少し当事者の方に形として見せる必要があるのではないか。
- 当事者の立場に立って話を聴いていくことの積み重ねが裁判官や調停委員の信頼を形成する一番の手段だと思う。
- 信頼関係を築くときに必要なものとして、傾聴、受容、共感が言われるが、当事者の方の気持ちや立場を思っ、共感していることがわかってもらえると何か変わるかも知れないと思う。
- 当事者の方にしっかり利益と不利益を説明して、それでも感情的な面で納得できない人に対して、無理に調停を合意に持つていくことはどうかと思う。最終的に裁判でないと納得できないという人はそれでも仕方ないのではないか。

(5) 報告

佐藤少年次席家裁調査官から、前回委員会（テーマ：少年の補導委託について）後の取組みについて報告を行った。

(6) 次回テーマ

離婚時に子の利益を最優先して考慮する取組について（仮題）

(7) 次回期日

平成 3 0 年 6 月 1 2 日（水）午後 1 時 3 0 分